

別記様式 1

明 細 書

作成日：平成 29 年 12 月 7 日

更新日：令和 4 年 4 月 24 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒935-0006）

トヤマケン ヒ ミ シ イナヅミ
富山県 氷見市 稲積 355-2

名称（フリガナ）：トクサン ヒ ミ イナヅミウメセイサンクミアイ
特産 氷見 稲積 梅 生産 組合

代表者（管理人）の氏名：組合長 西塚 信司

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（うめ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ヒ ミ イナヅミウメ
氷見 稲積 梅、Himi Inazumiume

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：富山県氷見市

5 農林水産物等の特性

「氷見稲積梅」は、昭和 24 年に富山県氷見市稲積地区で発見された「稲積」（※）品種の梅である。

「氷見稲積梅」は、短楕円の球状で果頂部は少し尖り、大きさは中玉で 18～25g が全体の約半分を占め、果皮色は淡緑色で毛茸が多い。

主な実梅 57 品種の平均核重率（核重/果実重）が 9.7%であるのに対し、「氷見稲積梅」の核重率は 8.3%と小さく、果肉が厚くなるため、可食部の比率が高く、主な加工品である梅干しに加工した際も肉厚の梅干しとなる。また、果皮が厚いため加工処理中に裂皮しにくく、加工適性に優れている。

「氷見稲積梅」は、実需者から、種子が小さく、果肉が厚く、梅干しに加工しても着色が良く仕上がり、ほどよい酸味となると評価されている。

※「稲積」は氷見市稲積地区で発見された偶発実生の梅の中から、昭和 24 年に富山県農業試験場園芸分場が優良系統を選抜して育成された品種で、優れた果実品質に加え、自家結実性が高く単植

でも安定した結実が得られる豊産性の梅品種である。また、「稲積」は全国の生産面積が 29ha で、これは全国の梅生産面積の 0.3%（平成 30 年産特産果樹生産動態等調査）と、希少な品種である。

6 農林水産物等の生産の方法

「氷見稲積梅」の生産方法は、以下のとおりである。

（１）品種

梅品種「稲積」を用いる。

（２）栽培の方法

生産地である氷見市において、富山県高岡農林振興センターが作成した「氷見稲積梅栽培暦」に従い栽培する。

（３）出荷規格

15 g 以上で腐敗しておらず、病害等による損傷が著しくないものを出荷する。

（４）最終製品としての形態

「氷見稲積梅」の最終製品としての形態は青果（うめ）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

氷見市は、富山県の北西部、能登半島の東側付け根部分に位置し、東は富山湾に面し、北部・西部・南部の三方を丘陵に囲まれている。丘陵には谷が刻まれ、これらの谷を小河川が潤し農業地帯を形成している。同市は累計降雪量が 238cm になるなど雪深い気象条件であり、3 月中旬頃まで積雪が残る。

梅は、低温期に開花期を迎えるため、その年の気象条件によって、開花時期が大きく変化する性質がある。また、梅の栽培品種のほとんどが自分の品種の花粉では結実できない性質（自家不和合性）をもっているために、受粉樹として他の品種の混植が必要である。その場合、組み合わせる品種の選択（開花時期、和合性）も大切となる。さらに梅の花粉は不稔率が高く、粘性で風媒力も弱いことから、ミツバチやアブなどの訪花昆虫による虫媒が必要となる。

氷見市では、開花が早まった年や消雪が遅い年などは積雪が残り訪花昆虫が少ない条件下で梅の開花期を迎えることになり、春先の受粉環境が不安定であったが、昭和 24 年に自家結実性が高く単植でも安定した結実が得られる豊産性の梅品種「稲積」が選抜されて以降、栽培技術の向上に努め、剪定や防除、収穫など労力を要する作業は共同で行うなど、地域が一体となって「氷見稲積梅」の生産を続け、青果の出荷に加え、梅干しをはじめとする梅加工品を多数産出し、県内随一の梅産地を形成した。

「稲積」は自家結実性の高さや安定した花粉を産出することから、茨城県、神奈川県においても栽培面積が統計にあらわれるが、受粉樹としての位置づけが大きいことなどから、「稲積」の名称で梅は流通していない。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

昭和 24 年に稲積地区で発見された稲積梅 1 号母樹は、富山県指定母樹として現在も同地区の構成員により大切に育てられおり、予備となる樹も役員が育てている。

昭和 61 年に試験研究機関や行政機関の協力を得て栽培方法を確立し、平成 13 年から耕作放棄地や梅の里公園などにも苗木の植え付けを始め、平成 14 年には国道 160 号沿いに苗木を 200 本植栽し「梅ロード」として整備し、「氷見稲積梅」の栽培面積を増やしてきた。

また、平成 15 年頃から、地元の小学 4 年生を対象とした「氷見稲積梅」の収穫体験学習のほか、消費者との交流も行い、知名度の向上に努めてきた。平成 22 年からは知名度とブランド力のさらなる向上のため、梅まつりを開催し、採れたての青果や、「氷見稲積梅」を使った食品を構成員が対面販売してきた。

このような取組の結果、「氷見稲積梅」は、平成 15 年には生産戸数 15 戸、生産数量 2.9t、栽培面積 4.5ha であったが、令和元年には、生産戸数 27 戸、生産数量 27t、栽培面積 8.8ha まで拡大した。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：

☒ 該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無

☐ 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

【専用使用権】

専用使用権者の氏名又は名称：

☐ 専用使用権は設定されていない。

© 2006 The Authors

明細書

作成日 平成 29 年 12 月 7 日

更新日 令和 6 年 3 月 26 日

1 作成者

住所（フリガナ）：トヤマケン ヒ ミ シ マジマ（〒935-0003）富山県氷見市間島 1-3

名称（フリガナ）：イナヅミウメ サトシンコウカイ稲積梅の里振興会

代表者（管理人）の氏名：会長 藤井 清治

ウェブサイトのアドレス：－

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（うめ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ヒ ミ イナヅミウメ氷見稲積梅、Himi Inazumiume

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：富山県氷見市

5 農林水産物等の特性

「氷見稲積梅」は、昭和 24 年に富山県氷見市稲積地区で発見された「稲積」（※）品種の梅である。

「氷見稲積梅」は、短楕円の球状で果頂部は少し尖り、大きさは中玉で 18～25 g が全体の約半分を占め、果皮色は淡緑色で毛茸が多い。

主な実梅 57 品種の平均核重率（核重/果実重）が 9.7%であるのに対し、「氷見稲積梅」の核重率は 8.3%と小さく、果肉が厚くなるため、可食部の比率が高く、主な加工品である梅干しに加工した際も肉厚の梅干しとなる。また、果皮が厚いため加工処理中に裂皮しにくく、加工適性に優れている。

「氷見稲積梅」は、実需者から、種子が小さく、果肉が厚く、梅干しに加工しても着色が良く仕上がり、ほどよい酸味となると評価されている。

※ 「稲積」は氷見市稲積地区で発見された偶発実生の梅の中から、昭和 24 年に富山県農業試験場園芸分場が優良系統を選抜して育成された品種で、優れた果実品質に加え、自家結実性が高く単植でも安定した結実が得られる豊産性の梅品種である。また、「稲積」は全国の生産面積が 29ha で、これは全国の梅生産面積の 0.3%（平成 30 年産特産果樹生産動態等調査）と、希少な品種である。

6 農林水産物等の生産の方法

「氷見稲積梅」の生産方法は、以下のとおりである。

(1) 品種

梅品種「稲積」を用いる。

(2) 栽培の方法

生産地である氷見市において、富山県高岡農林振興センターが作成した「氷見稲積梅栽培暦」に従い栽培する。

(3) 出荷規格

15 g 以上で腐敗しておらず、病害等による損傷が著しくないものを出荷する。

(4) 最終製品としての形態

「氷見稲積梅」の最終製品としての形態は青果（うめ）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

氷見市は、富山県の北西部、能登半島の東側付け根部分に位置し、東は富山湾に面し、北部・西部・南部の三方を丘陵に囲まれている。丘陵には谷が刻まれ、これらの谷を小河川が潤し農業地帯を形成している。同市は累計降雪量が 238cm になるなど雪深い気象条件であり、3 月中旬頃まで積雪が残る。

梅は、低温期に開花期を迎えるため、その年の気象条件によって、開花時期が大きく変化する性質がある。また、梅の栽培品種のほとんどが自分の品種の花粉では結実できない性質（自家不和合性）をもっているために、受粉樹として他の品種の混植が必要である。その場合、組み合わせる品種の選択（開花時期、和合性）も大切となる。さらに梅の花粉は不稔率が高く、粘性で風媒力も弱いことから、ミツバチやアブなどの訪花昆虫による虫媒が必要となる。

氷見市では、開花が早まった年や消雪が遅い年などは積雪が残り訪花昆虫が少ない条件下で梅の開花期を迎えることになり、春先の受粉環境が不安定であったが、昭和 24 年に自家結実性が高く単植でも安定した結実が得られる豊産性の梅品種「稲積」が選抜されて以降、栽培技術の向上に努め、剪定や防除、収穫など労力を要する作業は共同で行うなど、地域が一体となって「氷見稲積梅」の生産を続け、青果の出荷に加え、梅干しをはじめとする梅加工品を多数産出し、県内随一の梅産地を形成した。

「稲積」は自家結実性の高さや安定した花粉を産出することから、茨城県、神奈川県においても栽培面積が統計にあらわれるが、受粉樹としての位置づけが大きいことから、「稲積」の名称で梅は流通していない。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

昭和 24 年に稲積地区で発見された稲積梅 1 号母樹は、富山県指定母樹として現在も同地区の構成員により大切に育てられおり、予備となる樹も役員が育てている。

昭和 61 年に試験研究機関や行政機関の協力を得て栽培方法を確立し、平成 13 年から耕作放棄地や梅の里公園などにも苗木の植え付けを始め、平成 14 年には国道 160 号沿

いに苗木を 200 本植栽し「梅ロード」として整備し、「氷見稲積梅」の栽培面積を増やしてきた。

また、平成 15 年頃から、地元の小学 4 年生を対象とした「氷見稲積梅」の収穫体験学習のほか、消費者との交流も行い、知名度の向上に努めてきた。平成 22 年からは知名度とブランド力のさらなる向上のため、梅まつりを開催し、採れたての青果や、「氷見稲積梅」を使った食品を構成員が対面販売してきた。

このような取組の結果、「氷見稲積梅」は、平成 15 年には生産戸数 15 戸、生産数量 2.9t、栽培面積 4.5ha であったが、令和元年には、生産戸数 27 戸、生産数量 27t、栽培面積 8.8ha まで拡大した。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：

☒ 該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無

☐ 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

